

広島県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションはっぴー	三原市久井町江木一六四番地一	令和四年三月三十一日
ひまわり薬局	大竹市南栄一丁目八番七号	令和四年五月七日
医療法人社団沢崎外科	安芸高田市吉田町吉田六九五番一 号	令和四年三月三十一日
全快堂薬局	安芸郡府中町青崎東一九番四九号 一八	令和四年四月三〇日